

# 21 世紀の格差

—日本での格差拡大に対する処方箋—

駒村研究会 格差問題班

川崎竜志 薦田紗也加 原瑞季 益子大和 望月健太郎

2015 年 11 月

## 要約

格差問題は、世界ではもちろん、日本においても非常に重要な問題となっている。持つ者と持たざる者の差はどんどん拡大しており、世界各国では迅速な対応が求められている。トマ・ピケティの『21世紀の資本』がベストセラーとなったのも、人々の格差問題に対する関心の高さを表していると言えよう。それ故、我々は今回の論文で日本の格差拡大を問題として捉えた。ピケティの『21世紀の資本』を手がかりとして世界、日本の格差を分析した結果、日本で格差が拡大している原因はピケティの述べる結論とは異なり、非正規労働者の増加にあるという結論に達した。そこで我々は正規労働者と非正規労働者の格差が小さい国々を分析し、日本の非正規労働者の生活を改善する鍵として労働組合の存在があると考え、労働組合の力を強め、労働者の声を社会により反映させるための政策提言を行う。具体的な構成は以下の通りである。

第1章では『21世紀の資本』でピケティが述べている世界の格差拡大の原因、格差収斂のための政策提言について紹介する。

第2章ではピケティの理論に対して向けられている批判、具体的には人的資本の定義の是非、ピケティの理論の核である  $r > g$  の真偽、住宅資本の定義の是非、グローバル資本課税の現実性に関して言及する。

第3章では、日本の格差拡大の原因である非正規労働者の日本、そして世界での現状、また、我々が非正規労働者に対する処方箋だと考える労働組合について分析する。特に非正規労働者と正規労働者の賃金水準の差が小さいスウェーデン、フランスの労働組合を例として挙げ、日本労働組合総連合会（以下「連合」）へのヒアリング結果を含め、検証していく。

第4章では、第3章で分析した現状を踏まえ、労働組合の力を強くするための政策提言を行う。具体的には、①労働者を守る法律である労働協約を非正規労働者に適用され易くするための労働組合法の改正、②労働者の声が社会に反映され易くするための労働組合組織率の改善、③労働組合の中央組織であるナショナル・センターが、一企業単位では改善できない全体的な労働者の保護のため政策に介入する事、の3つの政策を提言する。

## 目次

第1章 トマ・ピケティ『21世紀の資本』概要.....	3
第1節 クズネッツ曲線、ピケティの言葉の定義.....	3
第2節 資本主義の第一、第二基本法則.....	5
第3節 資本・労働分配と格差.....	7
第4節 相続の重要性.....	9
第5節 グローバル累進資本課税.....	12
第2章 ピケティ理論の検証.....	14
第1節 人的資本.....	14
第2節 $r > g$ の真偽.....	15
第3節 住宅資本と帰属家賃.....	16
第4節 グローバル累進資本課税.....	17
第5節 世界における格差.....	18
第3章 労働組合から見る格差分析.....	19
第1節 日本の労働市場.....	19
第2節 世界の労働市場と労働組合.....	21
第3節 日本の労働組合の現状と連合の取り組み.....	25
第4章 政策提言.....	28
おわりに.....	31
参考資料 連合へのヒアリング結果.....	32
参考文献・データ出典.....	34

## 第1章 トマ・ピケティ『21世紀の資本』概要

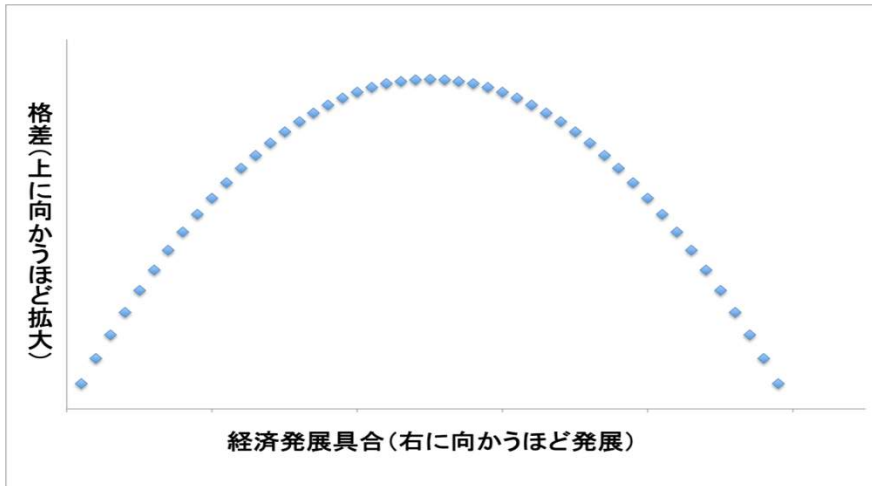
近年、富の分配・格差について斬新な視点から切り込んだトマ・ピケティの『21世紀の資本』が世界中でベストセラーとなっている。第1章ではピケティが格差拡大の説明に用いている理論と格差収斂の方法について説明していく。

### 第1節 クズネッツ曲線、ピケティの言葉の定義

2013年に『21世紀の資本』の出版で経済界に一石を投じたピケティだが、彼は若くから格差問題について関心を持っており、2011年には「WTID (The World Top Incomes Database)」と呼ばれる世界中の富の配分に関するデータの公開を開始した。ピケティは従来の経済学的な純粋数学を用いて証明を行う手法というよりも、世界中から集めた過去のデータを分析することで、格差の動きを明らかにする歴史学的な手法を用いて論証を試みた点で独特といえ、実際『21世紀の資本』について「本書は経済学の本であるのと同じくらい歴史研究である」と述べている。この独特な手法はもともと20世紀の経済学者クズネッツが行っていたもので、『21世紀の資本』はクズネッツの1913-1948年の米国における所得格差推移をめぐる研究を時間的、空間的に拡大したものであることをピケティは述べている。この手法により、ピケティは長期の視点で富の分配の歴史の分析を可能にしたと同時に、様々な分野の人々が理解できる形で経済学の本を出版することに成功した。

前述したように、ピケティの『21世紀の資本』はクズネッツが行っていた研究が基盤となっているが、本書はクズネッツの曲線理論によって導かれる格差収斂の結論に真っ向から対立するものとなっている。クズネッツの曲線理論とは、工業化、経済発展のプロセスと格差の関係について説明し、工業化の初期段階は一部の人にしか恩恵がないため格差が拡大するが、発展が進むと多数の人が利益を享受できるようになり、徐々に格差が縮小していくことを示すものである。ピケティはクズネッツの格差に関するデータを集めた業績を称えつつも、20世紀中頃に多くの国で見られた格差の収斂はクズネッツのこのような自然発生的なプロセスではなく、二度の世界大戦による影響によるものであり、経済発展それ自体が格差を縮める力はないことを主張している。

図1 クズネッツ曲線のグラフ



(出所) 筆者作成

ピケティの用いた理論の説明に入る前に、『21世紀の資本』で用いている用語について説明する。ピケティは経済学に一般的な用語を本来とは異なる定義で用いることがあるので注意が必要だ。最も読者の誤読を招きうる用語として「資本」の定義が挙げられる。マクロ経済学の祖であるケインズは、実物資産の増加である投資の累積を資本と定義し、国債や有価証券を定義に含まない。一方、『資本論』の著者マルクスは、利潤を求めて形を変えていく流動的なものと定義した。しかしピケティの定義はどちらも異なり、「資本」とは「人間以外の資産として、所有できて何らかの市場で取引できるものの総和」と定義しており、その中には国債、株式・社債などの有価証券、土地や家屋などの不動産も含む。ピケティはこの「資本」から生まれる収益率を  $r$  として、統計データと後述する資本主義の第一基本法則から平均 5%程度であると主張しているが、これについては第 2 節で後述する。

次に『21世紀の資本』の根幹である資本主義の 2 つの基本法則を説明するにあたって重要な概念である国民所得について説明する。国民所得は「ある国で住民たちに提供されているその年すべての所得の総和として定義される」とピケティは述べている。我々は GDP と国民所得をしっかりと区別しなければならない。GDP の値には誰の所得にもならない減価償却費が含まれているため、純粋な所得の計算をするには資本の減価償却分を GDP から引かなければならない。ここで導かれる値が国内純正産、『21世紀の資本』の中で国内算出や国内生産と呼ばれるものだ。また GDP は国内で生み出された付加価値の総和であり、国外で日本の企業が生み出した収益を含まない。よって国民が得る所得の正確な計算のためには海外で挙げた収益も計算に含む必要がある。

つまり、これを式で表すと、

$$\text{国民所得} = \text{GDP} - \text{資本の減価償却費} + \text{外国からの純収入}$$

と表すことができる。次節では『21世紀の資本』の中で非常に重要な役割を果たす、資本主義の第一、第二基本法則と、用語 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $r$ 、 $g$ 、 $s$ について説明する。

## 第2節 資本主義の第一、第二基本法則

この節では資本主義の第一基本法則と資本主義の第二基本法則について取り扱う。まず資本主義の第一基本法則は、資本ストックを資本からの所得フローと結びつけるものだ。資本/所得比率 $\beta$ は、国民所得の中で資本からの所得の占める割合 $\alpha$ と単純な関係を持っており、以下の式で表すことができる。

$$\alpha=r\times\beta$$

ここで用語の説明をする。 $r$ は資本収益率だ。資本収益率という概念は他の多くの理論でも中心的な役割を果たしており、1年にわたる資本からの収益を、その法的な形態（利潤、賃料、配当、利子、ロイヤルティ、キャピタル・ゲイン等々）によらず、その投資された資本の価値に対する比率として表すものである。だから「利潤率」より広い概念だし、「利子率」よりもはるかに広く、この両方を包括する概念であることがわかる。そして $\alpha=r\times\beta$ という式は純粋な会計上の恒等式だ。定義により、歴史上のあらゆる時点のあらゆる社会に当てはまる。同義語反復のようではあるが、それでもこれは資本主義の第一基本法則といえる。なぜなら、これは資本主義システムを分析するための3つの最重要概念の間にある、単純で明確な関係を示したものだからだ。その3つの最重要概念とは、資本/所得比率 $\beta$ 、所得の中の資本シェア $\alpha$ 、資本収益率 $r$ のことである。

次に資本主義の第二基本法則について詳しく解説する。長期的には、資本/所得比率 $\beta$ は、貯蔵率 $s$ 、成長率 $g$ と以下の方程式で示される単純明快な関係を持つ。

$$\beta=s/g$$

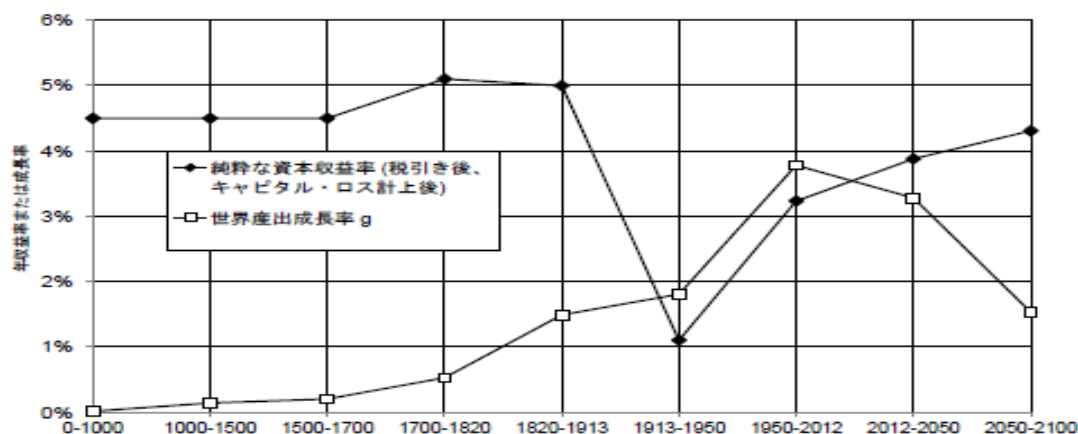
資本主義の第二法則ともいえるこの公式は、当然ではあるが重要なことを示している。たくさん蓄えてゆっくり成長する国は、長期的には所得に比べて膨大な資本ストックを蓄積し、それが社会構造と富の分配に大きな影響を与えるということだ。つまり、ほとんど停滞した社会では、過去に蓄積された富が、異様なほどの重要性を確実に持つようになる。

従って21世紀の資本/所得比率 $\beta$ が18、19世紀の水準に並ぶほど構造的に高い水準になってしまうのは、低成長時代に復帰したせいであると言える。成長（特に人口増加）の鈍化こそが、資本が復活を遂げた原因だ。基本的な点は成長率 $g$ のわずかなちがいで長期的には資本/所得比率 $\beta$ に大きな影響を及ぼすということだ。これはある意味ではよい知らせだ。資本は誰にとっても有用になり得るし、社会の仕組みが適切なら、誰もがその恩恵を受けられる。しかし一方で、これはどんな富の分配状態であっても、資本の持ち主が支

配する経済資源のシェアが大きくなりかねないということだ。いずれにしてもこのような変化が与える経済的、社会的、政治的影響は大きい。

また、図2を見るとわかるように、純粋な資本収益率  $r$  が世界産出成長率  $g$  を、戦争の影響を受けた一時期以外はほとんど上回っていることがわかる。このように、ピケティは独自に集めた200年以上もの膨大な資料から歴史的事実として本書のポイントである  $r > g$  という式を導き出している。

図2 世界的な税引き後資本収益率と経済成長率 古代から2100年



(出所) トマ・ピケティ『21世紀の資本』「図 10.10.世界的な税引き後資本収益率と経済成長率 古代から2100年」

しかし、それと同時に理論的根拠がはっきりしないという批判もあるのも事実である。そこでソローの成長モデルを引用した式から理論的に  $r > g$  を導き出せることを証明する。

資本  $K$  と労働  $N$  を投入した場合に得られる産出量を  $Y$  とし、 $Y = F(K, N)$  という生産関数を想定する。また、生産関数が一次同次であるとする、 $\lambda Y = F(\lambda K, \lambda N)$  と書ける。さらに  $\lambda = \frac{1}{N}$  とすると、 $\frac{Y}{N} = F\left(\frac{K}{N}, 1\right)$  となる。ここで、労働1単位あたりの産出量を  $y$ 、資本労働比率を  $k$  とおくと、 $y = f(k)$  と書ける。財市場が均衡するには、貯蓄  $S$  と投資  $I$  が等しくなればよいので  $S = I$ 。貯蓄率  $s$  とすると  $S = sY$  と書けるので  $I = sY$ 。右辺を変形して、 $I = sf(k) \cdot N$  となる。固定資本減耗率  $\delta$  とすると、 $I = sf(k) \cdot N - \delta K$ 。両辺を  $K$  で割ると  $\frac{I}{K} = \frac{sf(k)}{k} - \delta$ 。この式を満たす右辺の値が、財市場を常に均衡させる保証成長率である。ここで、労働の自然成長率を  $n$ 、技術進歩を  $a$  とすると、経済が均斉成長を実現する場合、 $\frac{sf(k)}{k} - \delta = a + n$  となる。

ここで  $\delta$  を右辺に移項し、左辺の分母分子に  $N$  をかけると、 $\frac{sf(k) \cdot N}{K} = a + n + \delta$  となる。 $sf(k) \cdot N = I$ 、そして  $I$  は資本の増加分  $\Delta K$  である。よって、 $\frac{\Delta K}{K} = a + n + \delta$  となる。資本収

益率を  $r$  とすると  $\Delta K=rK$ 、経済成長率  $g$  とすると、 $g=a+n$  と表せるから  $r=g+\delta$ 。  $\delta>0$  より  $r>g$  であることが証明された。

以上から、ピケティの導き出した  $r>g$  という関係式は理論的根拠も明確であることが示された。

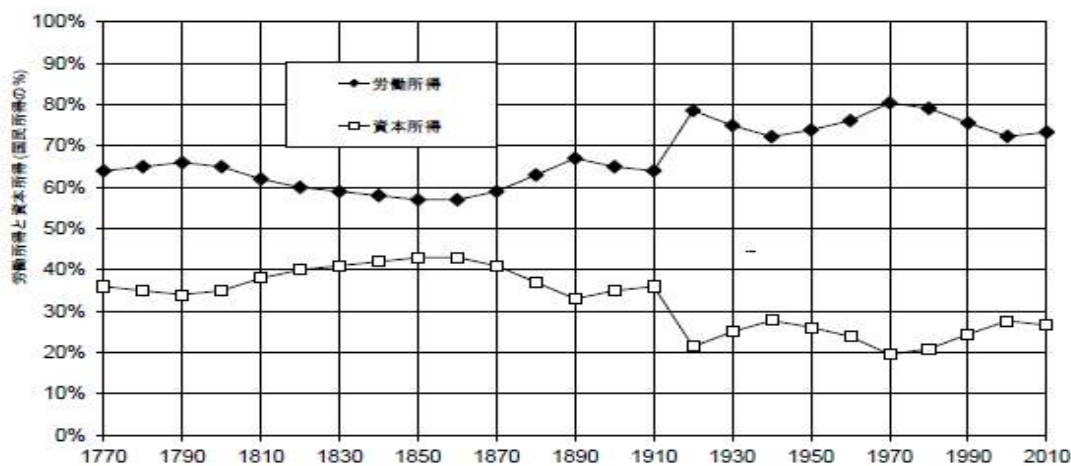
### 第3節 資本・労働分配と格差

この節では、資本と労働のそれぞれの格差について説明する。

ピケティによれば、国民所得は資本所得と労働所得の2つに分解できる。また、資本主義の第一基本法則  $\alpha=r\times\beta$  により、国民所得に資本所得が占める比率、すなわち資本分配率  $\alpha$  が導き出され、100から $\alpha$ を引いた値が国民所得に労働所得が占める比率、すなわち労働分配率となる。また、ピケティは資本の収益率を決める要因は資本ストックの豊富さと技術にあるとした。資本ストックが豊富な場合、資本の限界生産性（資本を1単位追加したことによる生産増加分の価値）は減少し、その結果資本収益率も低下する。つまり、 $\beta$ が増加すると  $r$ が減少する。このように、資本分配率は  $r$ と  $\beta$ がどのように変動するかによって決まってくる。また、技術に関しては生産関数の概念を用いる。生産関数では、必要な財やサービスを生み出すための労働を資本でどのくらい代替できるのかという、資本と労働の代替弾力性が重要になってくる。この代替弾力性が0から1の間の場合、 $\beta$ の増加は資本の限界生産性を低下させ、 $\alpha$ は減少する。代替弾力性が1より大きい場合は、 $\beta$ の増加はあまり資本の限界生産性を引き下げず、 $\alpha$ は増加する。

ここで、イギリスとフランスの資本分配率と労働分配率のグラフを見る（図3,4）。

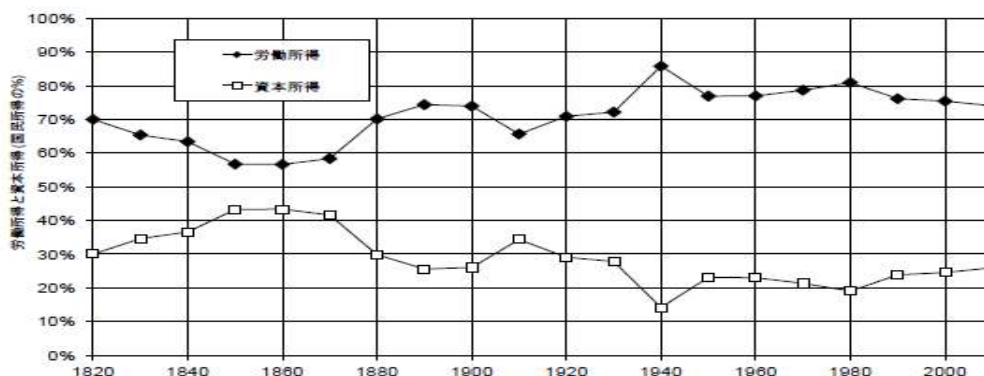
図3 イギリスでの資本と労働の取り分 1700-2010



(出所) トマ・ピケティ『21世紀の資本』「図6.1.イギリスでの資本と労働の取り分 1770-2010」

図4 フランスでの資本と労働の取り分 1700-2010





(出所) トマ・ピケティ『21世紀の資本』「図 6.2. フランスでの資本と労働の取り分 1770-2010」

図 3,4 からわかるように、19 世紀半ばには資本所得と労働所得の割合はかなり接近したが、19 世紀初頭に再び差が開き始め、21 世紀にはイギリス、フランスともに 3:7 となっている。今後も資本収益率の変化で資本所得と労働所得の比は揺れ動くと予想されている。

次に、資本と労働の格差について見ていく。表 1 は、様々な国の様々な時代に実際にあった労働所得を表している。一般に低格差とされている 1970-80 年代のスカンジナビアでは、総労働所得に占める上流階級の割合が 20%ほどであり、中流階級が 45%、下流階級が 35%である。また、高格差とされていた 2010 年の米国においても、上流階級の割合は 35%ほどである。これに対して資本分配(表 2)は、中格差であった 1970-80 年代のスカンジナビアでも上流階級が総資本の半分を占めており、高格差の 2010 年の米国では上流階級が 70%、超高格差のヨーロッパでは上流階級で 90%を占めている。特に、その中のトップ 1%が 50%、中流階級や下流階級はそれぞれ 5%ほどしか所有していない。このように、労働所得ではそれほど大きな格差は見られないものの、資本では所有において大きな格差が見られ、それが全体の所得格差の拡大に影響を与えていると考えられる。

表 1 時間空間的に見た所得格差

総労働所得に占める 各グループの比率	低格差 1970~1980 年 スカンジナビア	中格差 ~2010 年 ヨーロッパ	高格差 ~2010 年 米国	超高格差 ~2030 年 米国?
トップ 10%	20%	25%	35%	45%
うちトップ 1%	5%	7%	12%	17%
うち残り 9%	15%	18%	23%	28%
中間 40%	45%	45%	40%	35%
底辺 50%	35%	30%	25%	20%

(出所) トマ・ピケティ『21世紀の資本』「表 7.1. 時間空間的に見た所得格差」より筆者作成

表2 時間空間的に見た資本所有格差

総資本に占める 各グループの比率	低格差 前代未聞 理想社会？	中格差 1970～1980年 スカンジナビア	中高格差 ～2010年 ヨーロッパ	高格差 ～2010年 米国	超高格差 ～1910年 ヨーロッパ
トップ 10%	30%	50%	60%	70%	90%
うちトップ 1%	10%	20%	25%	35%	50%
うち残り 9%	20%	30%	35%	35%	40%
中間 40%	45%	40%	35%	25%	5%
底辺 50%	25%	10%	5%	5%	5%

(出所) トマ・ピケティ『21世紀の資本』「表 7.2.時間空間的に見た資本所有格差」より筆者作成

#### 第4節 相続の重要性

この節では、現代における相続の重要性をピケティの考えに基づいて説明する。

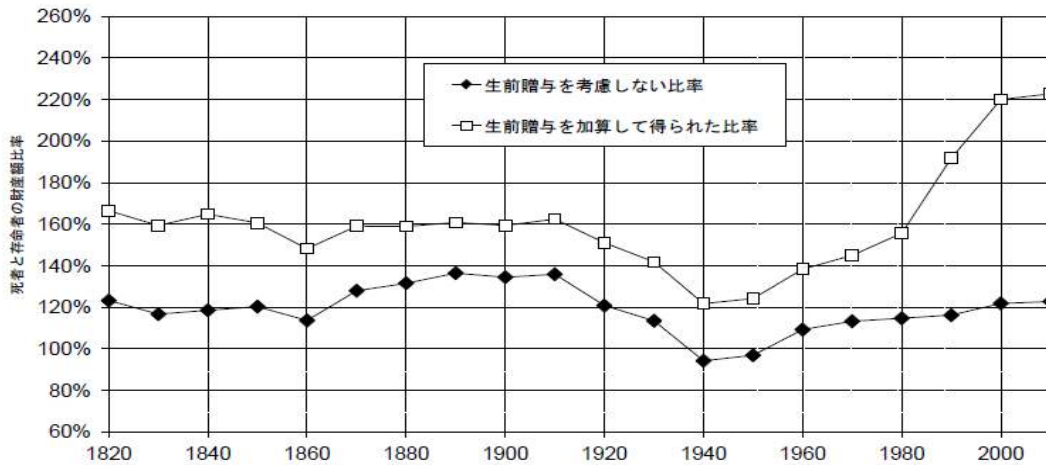
ピケティは、フランスにおける過去 200 年の相続の年間フロー、すなわち年間の遺産総額を国民所得比で示したものを使って、歴史的な相続の重要性の変遷について分析している。ピケティの相続分析における重要な恒等式は以下の通りだ。

$$by = \mu \times m \times \beta$$

$by$  は相続によって発生する所得の移転が国民所得に占める割合、 $\mu$  は生存者一人あたりの平均財産に対する死亡時の平均財産の比率、 $m$  は死亡率、 $\beta$  は資本/所得比率を指している。したがって、この 3 変数が大きければ大きいほど  $by$  の値は大きくなり、相続の重要性が高まることになる。ここで、それぞれの 3 変数について詳しく見ていく。

まず  $\mu$  について説明していく。 $\mu$  は年齢とともに資産が増加する割合が大きいと高くなるという点で、富の年齢分布に大きく影響される変数である。例えば、富の第一の目的が老後資金で、高齢者が労働期間中に蓄積した資本を老後に消費する社会では、死亡時には資本がほとんどない状態になるので、構造的に  $\mu$  は 0 になる。ここで、フランスにおける  $\mu$  の値の変遷を見る (図 5)。戦争時に、 $\mu$  の生前贈与を入れた場合とそうでない場合の両者ともに減少しているが、そこを転換点として、その後は両者ともに年数を追うごとに大きくなっていることがわかる。

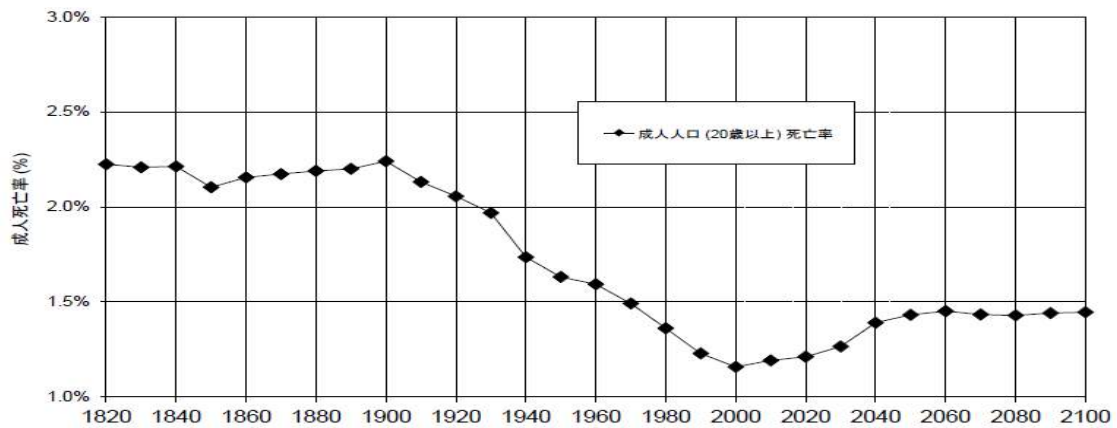
図 5 平均生存時財産と平均死亡時財産比率:フランス 1820-2010



(出所) トマ・ピケティ『21世紀の資本』「図 11.5.平均生存時財産と平均死亡時財産比率: フランス 1820-2010」

次に死亡率  $m$  について詳しく見ていく。死亡率  $m$  は平均余命が延びると下がり、相続までの時間が長引く。他の 2 変数の値が同じなら、死亡率の低い社会では相続フローが国民所得に占める割合も小さくなる。ここでフランスの死亡率の変遷のグラフを見る (図 6)。実際に死亡率  $m$  は年数を追うごとに減少している。

図 6 フランスにおける死亡率 1820-2100

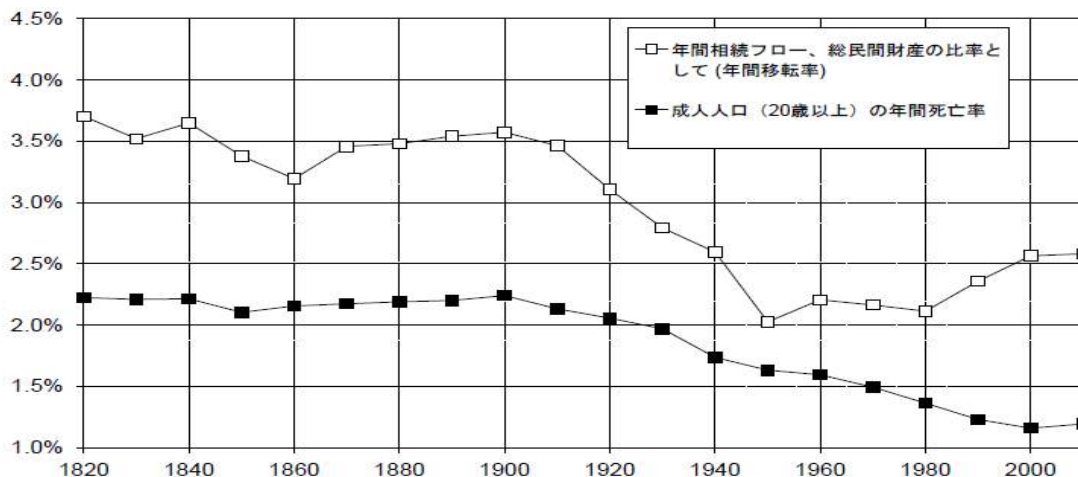


(出所) トマ・ピケティ『21世紀の資本』「図 11.2.フランスにおける死亡率 1820-2100」

しかしながら、長寿化によって、相続財産の重要性が失われる訳ではない。1つには、生前贈与の重要性の増大、もう1つには、相続の遅れに伴って高齢化社会における資産の高齢化が起き、もらう資産額も増えるからである。つまり、死亡率の低下傾向は、それに対応して高齢者の相対的富が構造的に増大することで補われるので、 $\mu \times m$  の積は変わらないままか、ゆっくりでしか減少しない。具体的に、相続による譲渡の年次比率を定義として表す  $\mu \times m$  のグラフを見る (図 7)。  $\mu \times m$  は、死亡率が継続的に減少しているにも関わらず、

ここ数十年で明らかに上昇しているのがわかる。つまり、歴史的動向では死亡率  $m$  が減少していても、それを上回る形で  $\mu$  が増大していることになる。

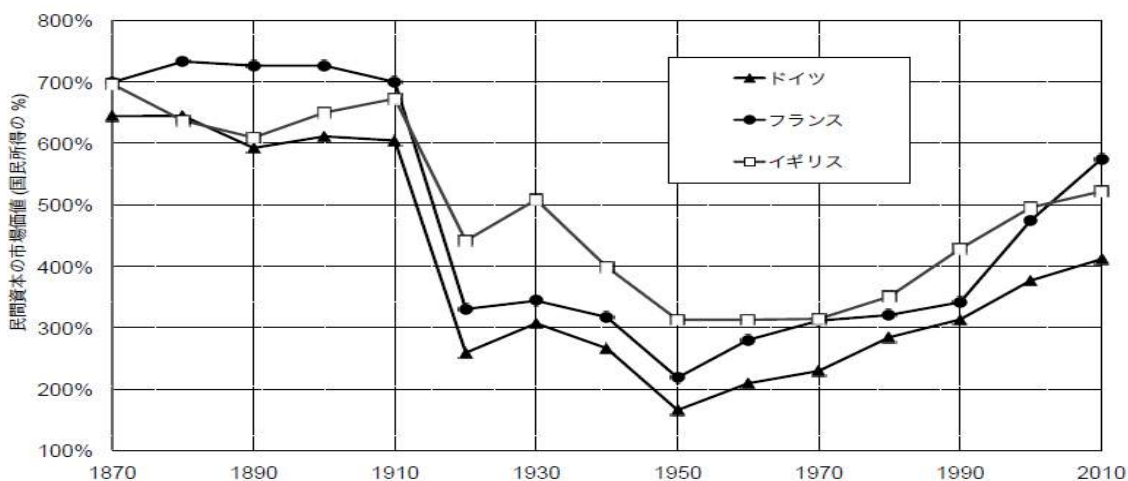
図7 相続フロー対死亡率、フランス 1820-2010年



(出所) トマ・ピケティ『21世紀の資本』「図 11.4.相続フロー対死亡率、フランス 1820-2010年」

最後に  $\beta$  についてみていく。この  $\beta$  についても具体的にグラフを見る(図8)。フランスの  $\beta$  を見ると、こちらも戦争を境にして年数を追うごとに上昇している。

図8 ヨーロッパでの資本/所得比率 1870-2010年



(出所) トマ・ピケティ『21世紀の資本』「図 1.2.ヨーロッパでの資本/所得比率 1870-2010年」

このように、3変数における歴史的動向について総合的に見ると上昇傾向にあることがわかる。つまり、年間の遺産総額の国民所得比である  $\beta$  は上昇しており、これからの相続の

重要性の高まりを示唆している。ピケティによると戦争によって一時期は相続の重要性が薄れたが、その後現在に至っては 1820-1910 年と同じレベルまで相続の重要性が強まっていると述べている。また、フランスの分析結果はヨーロッパ諸国にも当てはまるしており、世界的に相続の重要性が上昇していると考えられる。特に日本では、高齢化社会によって富の高齢化が促進されるとともに、少子化社会によって相続される人の減少を招き、富の集中が起こりやすくなってしまふことも懸念される。

## 第 5 節 グローバル累進資本課税

『21 世紀の資本』の第 IV 部では、第 III 部までで分析してきた 18 世紀以来の富の分配と格差の構造の推移を基に、ピケティが考える将来への教訓を述べている。結論から述べると、ピケティの考える格差是正策は、資本に対する世界的な累進課税である。ピケティ自身もこの策をユートピア的な理想でしかないと認めつつも、他の代替案よりも有効で理想的なものであることを示している。

まず、過去の税収について見ていくことで、税制と政府支出が富裕国で 19 世紀以来どう変わってきたのかを論じる。経済と社会における政府の役割の変化を計測するために、国民所得に対して総税収がどのくらいかを見ると、19 世紀から第一次世界大戦にかけては国民所得の 10% 以下であり、国が経済や社会生活にほとんど介入していなかったことが分かる。その後 1920-1980 年には 3-4 倍に、2010 年にかけて横ばいになった。これは富裕国全体において見られる傾向であり、これらより、富裕国は全て例外なしに、国民所得の 10% 未満が税金になるという均衡から、3 分の 1 から半分までその数字が上がった新しい均衡に移行したと言える。

では、この政府税収の歴史的な増加は何に使われたのであろうか。その答えは、「社会国家」の構築である。20 世紀を通じた財政増大は、基本的には社会国家の構築を反映したものであり、半分は保険医療と教育、もう半分は代替所得と移転支払に使われた。現代の所得再分配は、金持ちから貧乏人への所得移転を行うものではない。万人にとって平等な公共サービスや所得代替、特に保健医療や教育、年金などの分野の支出を賄うものである。つまり、アクセスの平等という原理に基づいて構築されているのだ。

このような社会国家の構造と進化を踏まえて、未来への教訓を引き出す。20 世紀の両世界大戦により、格差の構造は一変した。課税における 20 世紀最大のイノベーションは累進所得税の考案と発展であり、第 2 の主要な税制イノベーションは累進的な相続税だとピケティは主張する。これら 2 つは現代の再分配にどういう役割を果たしたのだろうか。

我々は通常、所得課税、資本課税、消費課税、社会保障拠出金を分けて考える。税金が比例的というのは税率が万人にとって同じ場合を、累進的とは一部の人の税率が他の人よりも高い場合を、逆進的とは金持ちに対する税率が下がる場合を指す。現代の税制国家では納税総額は概ねその個人の所得にほぼ比例する。歴史的に、富の集中が低い水準で収まったのは累進課税があったおかげであった。しかし多くの政府は所得資本を累進所得税か

ら外し、その結果多くの国で税金は所得階層トップでは逆進的になっている。また、遺産は所得よりもずっと税率が低く税率の逆進性はもっと高まるのにも関わらず、相続財産の重要性は高まりつつある。21世紀のグローバル化が富裕国の最低技能労働者に特に重い負担をもたらすことを考えると、原理的にはもっと累進的な税制が正当化される。累進課税は万人がグローバル化の恩恵を受けるようにするためには欠かせないものであり、社会国家の極めて重要な構成要素だとされている。財政的な累進性の望ましい度合については、先進国で最適な最高税率はおそらく80%以上だとピケティは述べる。

では、21世紀にふさわしい格差是正のツールはどのようなものなのか。ここまでは20世紀に発明された社会国家と累進所得税という2つの根源的な制度に注目した。しかし、累進所得税は20世紀の問題のために設計されたものであるため、21世紀のグローバル化金融資本主義における新しい課題に対応するためには新たな道具を発明しなくてはならない。そこでピケティが提案するのが、極めて高水準の国際金融の透明性と組み合わせた「資本に対する世界的な累進課税」という理想的なツールである。

これは空想的な発想ではあるが、経済の開放性を維持しつつ、世界経済を有効な形で規制し、その便益を各国同士や各国の中で公正に分配できるという長所がある。対象はあらゆる種類の資産で、不動産、金融資産、事業資産全て例外なく対象とする。資本税の主要な狙いは、社会国家の財源を賄うことではなく、資本主義を規制することだ。そしてその目的は、まず富の格差の果てしない拡大を止め、第2に危機の発生を避けるために金融と銀行のシステムに対して有効な規制をかけることだ。この2つの目的を果たすためには、世界中で誰がどんな資産を持っているかという民主主義的、金融的な透明性を促進しなければならない。よって、世界的な資本税への第一歩は、国際レベルにまで銀行データ自動送信を広げ、納税者全てに計算済みの資産一覧を発行するにあたり、そこに外国銀行で保有されている資産の情報も含めるようにすることである。これに関して技術的な障壁は全くない。

歴史的事実として避けては通れないともいえる格差拡大を、我々は今後どうしていけばよいのか。これに対してピケティは、累進性の強い税率こそが格差縮小の鍵であり、国際協調のもと、全ての国で課税強化策を採用すべきだと主張する。これは、資産家の財力が削がれて格差が縮小した戦後の欧米では累進性の強い課税制度が取られていた、という歴史的事実に基づく。様々な懸念事項も検討の上で、格差縮小には金融透明性と世界的な累進資本課税こそが正解であるとピケティは結論づけた。

## 第2章 ピケティ理論の検証

第2章ではピケティ理論に向けられている主な批判について検証していく。

### 第1節 人的資本

第1節ではピケティの資本の定義が人的資本を含まないことの問題点と、日本の人的資本が資本から除かれるべきではない理由について述べる。

第1章第1節で説明したようにピケティの「資本」の定義は独特で、この定義を多くの経済学者が批判している。その主たる理由として定義の中に人的資本が含まれていないことが挙げられる。人的資本とはある人の労働力・技能・訓練・能力などのことで、人的資本の成長が経済活動の活発化につながるという主張をする経済学者は多く、ピケティ自身も格差収斂の大きな要因として知識の普及、訓練や技能への投資を挙げている。ピケティが人的資本を「資本」に含まない理由として人的資本は労働者が奴隷である時のみ資本として考えられるべきで、「人的資本は他人が所有したり、市場で取引したりできない」、また人的資本と非人的資本の「どちらの財産も根本的で相補的な影響を経済成長や開発に与え」ているため計測が難しいことをあげている。この定義に対し、David Weil (2014) は市場で計測される資本と同様に人的資本も資本の定義に含むべきであり、実際彼は資本の大半が教育への投資から生まれた人的資本の成長によるものだと計測したと述べている。Weil が正しいならば、ピケティの人的資本を除いた「資本」を使って導かれた格差拡大はすこし大げさで、労働に対して分配される資本は増え、実際の格差拡大のペースは考えられているよりも緩やかなものになるかもしれない。

ピケティはフランスやアメリカ同様に日本に関しても資本/所得比率がU字曲線を示し未来の格差拡大を想定しているが、ここでこの悲観的な予測に対抗しうる2つの経済的指標がある。1つは人的資本指数 (Human Capital Index)、もう1つは包括的富指標 (Inclusive Wealth Index) である。人的資本指数とは World Economic Forum が毎年 The Human Capital Report という人的資本に関するレポートにおいて公表する、教育、医療福祉、労働力・福祉、育成環境の4部門から各国の人材育成能力、潜在的な発展、経済成長の可能性を数値化した値である。2015年に発表された最新のレポートによれば、日本は統計内の124カ国の中で5位にランクインしている (フランスは14位、アメリカは17位)。年齢区分別のランキングでも15-24歳は21位と低いが、25-54歳のグループが5位、55-64歳のグループが2位と生産年齢人口に含まれる多くの人々が高いスコアをあげており、特に25-54歳のグループは Educational Attainment (教育的達成) の項目が全て1位である。この指標からわかるように日本には格差収斂のためピケティが必要と述べている知識の普及はある程度達成されており、また技能を身につける下地も十分にあると言える。

また、包括的富指標からも日本の人的資本が優れていることがわかる。包括的富指標は国連環境計画（UNEP）と国連大学（UNU）が開発した、短期的な経済発展ではなく持続可能性に焦点を当て、人工資本（工場、機会、インフラ）、人的資本、自然資本を数値化し、各国の豊かさを測るものだ。2008年の指標によれば日本は包括的富指標でアメリカに次ぐ2位、一人当たり包括的富指数では1位と非常に優れた値を出している。この指標によれば、1990年も2008年も日本の富のうち7割超が人的資本で占められているが（表3）、この割合は他国に比べて非常に大きい。つまり日本は世界各国に比べて非常に大きな人的資本を抱える国だといえる。

表3 日本の人工・人的・自然資本割合

国名	年	包括的富指標 (%)	内訳		
			人工資本 (%)	人的資本 (%)	自然資本 (%)
日本	2008	100	27.14163708	71.73786075	1.120502178
	1990	100	23.16084974	75.61986418	1.219286082

\* 各年度の包括的富指標を100として計算

（出所）小針泰介（2013）「持続可能性指標による国際比較」『レファレンス』No.751 pp.68-75  
より筆者作成

以上2つの指標を用いて日本の人的資本の説明をしたが、どちらの指標も日本は非常に優れていることが分かる。ピケティは『21世紀の資本』で人的資本を含めずに議論を進め、最終的に $r > g$ の力が格差の大きな拡大へ向かわせることを結論付けたが、人的資本に恵まれている日本は成長率 $g$ が上昇する可能性は他国に比べて高いと言えるだろう。それゆえ『21世紀の資本』で想定されている圧倒的格差社会の到来を容易に信じるべきではないという批判が出るのも無理はないだろう。

## 第2節 $r > g$ の真偽

第2節ではピケティが主張する「 $r > g$ 」についての様々な批判について取り上げる。

まず、本書の功績の1つとして挙げられるのが、資本収益率 $r$ が経済成長率 $g$ を常に上回ることをWTIDのデータを駆使して歴史的動向として示したことだ。具体的には、税引き前の $r$ はほぼ一貫して4-5%で移行してきたのに対して、 $g$ は最大でも4%未満であった。ピケティはこの不等式から世界の格差拡大についての議論を展開している。しかしながら、これに対して批判の声明を出したのが、Gregory Mankiw（2014）である。彼が指摘したことは、資本の収益率 $r$ が経済成長率 $g$ より高いのは、それ自体は資本主義の健全性を示し



ているもので問題はなく、 $r > g$  とは世界が未だに資本不足の状態に十分な収益機会があり、したがって資本蓄積のインセンティブがある。

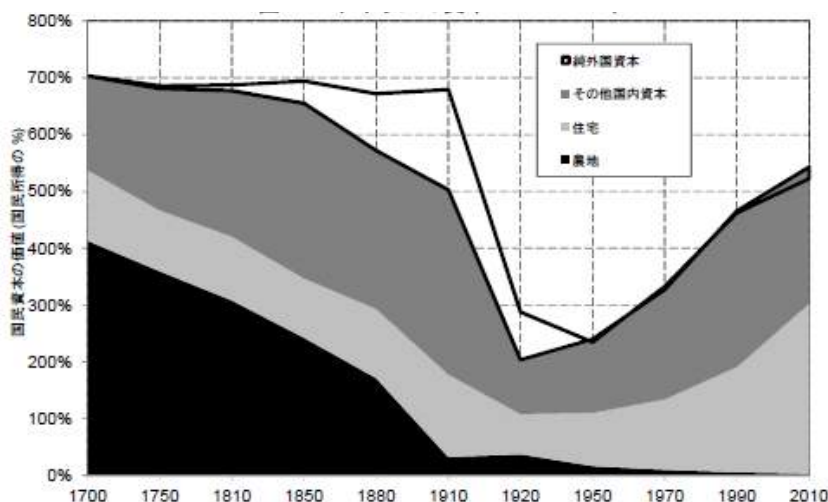
また、福田（2015）によれば、一般的には、資本収益率  $r$  が経済成長率  $g$  を上回るだけでは、資本主義経済で極端な格差が中長期的に進行するとは考えにくいとの批判もある。 $r > g$  だけで格差が進行しづらい理由として、まず、高額所得者の収入の多くが、すぐに消費されてしまうという傾向が挙げられる。所得の格差が一時的に生じても、その後の格差はより小さな規模で進んでいく。仮に特定の階層が巨額な資産を蓄積しても、それはやがて子孫に分割されて引き継がれる。こうして、資産の格差は世代を経るごとに小さくなっていく。また、現状でも様々な所得再分配政策が実施され、格差はある程度解消されている。つまり、 $r > g$  の関係だけで本書が指摘するような深刻な格差が今後も進行していくためには、 $r$  が  $g$  を大きく上回る必要がある。Mankiw の試算によれば、 $r$  が  $g$  を年に 7% 上回らなければならない。 $r$  が  $g$  を上回ることを根拠に、格差の進行が資本主義の抱える本源的な問題とするには無理がある。

### 第 3 節 住宅資本と帰属家賃

ピケティの資本に関する分析の批判として第 1 節の人的資本と共に有力なのが、住宅資本である。ピケティの主張を整理すると、経済成長率  $g$  よりも資本収益率  $r$  が大きいことが格差拡大の一番の要因である。ピケティの定義によれば、前述したように、この資本収益率の「資本」とは、所有できて何らかの市場で取引できるものの総和である。これには土地や天然資源、金融資産、知的財産も含まれる。また、ピケティは住宅資本を「住宅サービス」を生み出す資本資産とし、その価値を賃料相当額で計測可能としている。

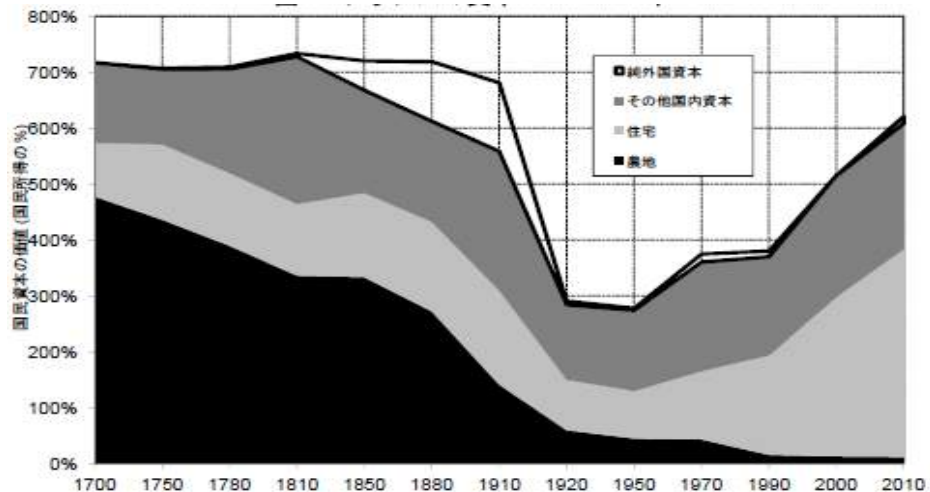
ここで、ピケティが分析した、イギリスとフランスの資本構成の変化に着目する (図 9,10)。

図 9 イギリスの資本 1700-2010 年



(出所) ピケティ『21世紀の資本』「図 3.1.イギリスの資本 1700-2010年」

図 10 フランスの資本 1700-2010 年



(出所) ピケティ『21世紀の資本』「図 3.2.フランスの資本 1700-2010 年」

上のイギリスとフランスの資本構成に関する 2 つのグラフから、1900 年代後半に住宅資本の割合が増え始め、2010 年には資本構成において約半分の割合を占めていることが分かる。このように、資本収益率の成長の大半は住宅資本の成長なのだ。確かに不動産売買を行い収益を上げる人々も存在はするが、住宅はほとんどの人が居住を目的として購入する。住宅資本の成長により資本収益率が増加したということは、都市化が進展しより多くの人々が住宅を持てるようになったことの証拠であるので、むしろ喜ばしいことではないのかという批判が出てきている。

また、住宅資本に関するピケティ批判として、帰属家賃を計算に含めているということも挙げられる。帰属家賃とは、自己の持家であっても貸借物件のようなサービスを生んでいると評価して計算される家賃のことである。この帰属家賃を計算に含めることで、住宅資本の価値を過大に評価しているという批判がある。故にピケティは住宅資本の価値を過大に評価しており、 $r$  と  $g$  の差を過剰に見積もっている可能性がある。

#### 第 4 節 グローバル累進資本課税

前章第 5 節で述べたように、ピケティは、格差是正のための最も重要な政策手段としてグローバル累進資本課税を提唱する。しかし、この世界的累進資本課税に対して批判の声が多く聞かれる。それは、ピケティの提案は実現不可能だというものだ。累進課税を取り入れることにより、多くの資産や富がタックスヘイブン（租税回避地）に流出する可能性が考えられる。タックスヘイブンの存在により、資本所得は覆い隠され富の移転を阻害する。これは更なる格差拡大に繋がるのである。したがって、資本課税の世界的な導入には

全ての国の国際協調が必要であり、1国でもタックスヘイブン等の抜け穴があってはならないことになる。

では、タックスヘイブンをなくすことは可能なのだろうか。ピケティはこれに対し、「情報開示」をすることを提案している。そして、これの実現には全世界の金融機関の送信データを全て把握することが有効であると述べる。確かに、これが実現可能かどうかは定かではなく困難であるが、やるしかないと言っているのだ。

また、大前（2015）は、「資産を形成する過程で日本のように累進制の所得税や相続税を払っている場合、これは公平な税制とは言えない」と述べている。かつ、相続税が課されている状態で課税することは資産に対する二重課税となっている。このように、公平性の観点からもグローバル課税は望ましいものではない。

また、資本税以外の方法はないのか、という批判もされている。もちろん他にも方法があり、一部は世界各地で既に試されている。しかし、こうした代替案は資本税よりも不満足なものであり、ときには解決する以上の問題を作り出すことがあるとされる。したがってピケティは世界的な累進資本課税を理想的な策として主張しているのだ。

このように、グローバル累進資本課税に対する批判は多く聞かれ、ピケティ自身もこれをユートピア的なものであると認めている。しかしそれを認めた上で、実現は困難だが不可能ではないと論じているのだ。この議論は始まったばかりであり、今後知恵を出し合い考えていくべき課題として、この制度の導入を提言している。

## 第5節 世界における格差

これまで世界における格差についてピケティの主張を述べてきたが、世界で格差が拡大しているという事実は他でも証明されている。この節では、そのような調査をいくつか紹介する。まず、イギリスの貧困撲滅を目的とした NGO 団体、OXFAM のレポート（2015）で、2014年に上位1%の最富裕層が世界全体の富の48%、つまり約世界全体の富の半分を所有、また上位20%が富の94.5%、すなわち世界全体の富のほとんどを所有していると報告している。また、OECDの調査によると、人口の上位10%の富裕層と下位10%の貧困層との平均所得の倍率は2013年以後9.6倍に拡大しており、生産年齢者の平均ジニ係数は1980年代の0.29から、2013年頃には0.315へと上昇している。世界的に有名な金融機関であるクレディ・スイスによるグローバル・ウェルス・レポート（2015）も、世界人口の70%はそれぞれ1万ドル（約120万円）以下の資産しかもっていない一方で、世界の全資産の半分を世界の所得上位1%が、全資産の85%を人口のたった8%が所有しているという異常な格差の現状について述べている。このように、ピケティとは違った調査でも世界で格差が拡大していることが証明されている。

以上に見てきたように、程度はどうあれ世界中で格差拡大は進行しており、迅速な対応が各国求められている。日本も例外ではなく格差拡大は社会問題となっており、我々は第3章で、格差収斂に向けて日本の現状について分析する。

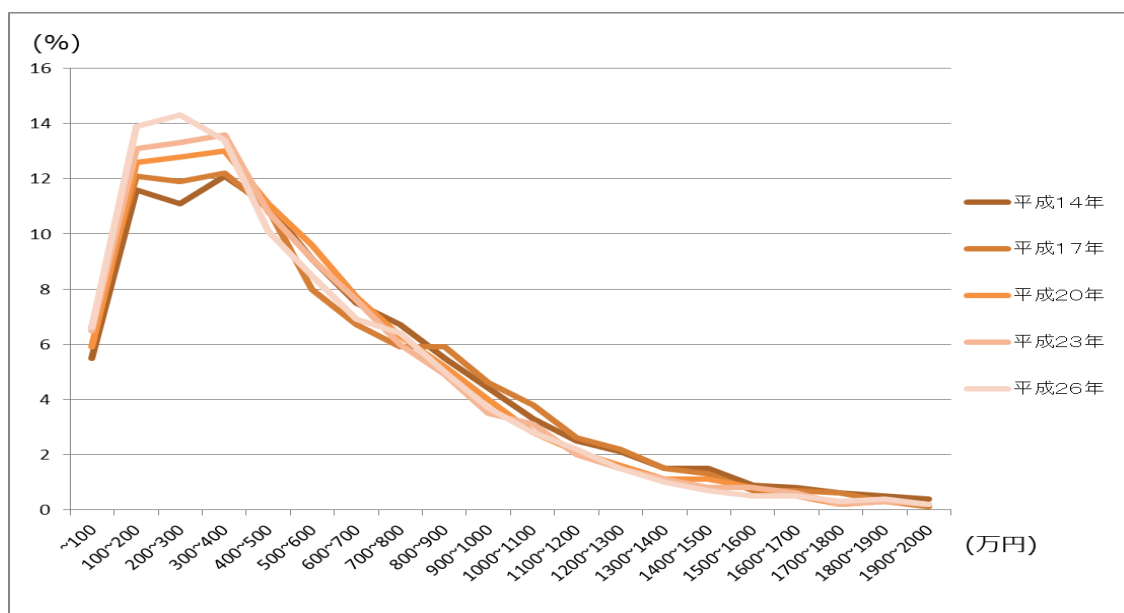
### 第3章 労働組合から見る格差分析

ここまで所得上位層の拡大により、世界で格差が拡大していることを示した。ここからは日本では実際に格差が拡大しているのか、なぜ拡大しているのかについて述べる。まず日本の労働市場を分析し格差拡大の原因を明らかにする。その後、格差が小さい国では労働組合が鍵となっていることに着目し、日本の労働組合を分析する。

#### 第1節 日本の労働市場

ピケティは『21世紀の資本』の中で、200年分の各国の膨大な独自のデータを元に、資本で得られる収益が、労働で得られる収益よりも大きいことを説明している。つまり、教育を施された人が努力して働いても、資本家が投資して得られる収益の方が大きくなってしまふことを指摘している。そこで、累進課税制度により、資本をたくさん持っている人々に高い税金を払わせて、所得を再分配すべきだと解いている。しかし、ピケティが分析したデータは主に欧米のデータであり、日本経済にはピケティの主張は当てはまらないと考えられている。米国では富裕層が所有する富の割合が増加傾向にあるために格差が拡大しているのに対し、日本では所得の少ない下位層の増加が原因だ言われている。実際に、国民生活基礎調査から出した数値を見ると、年度を経るごとにグラフの山が上に推移していることが分かる(図11)。つまり、年間所得100~400万の低所得者層の割合が近年増加傾向にあるのだ。

図11 日本の所得分布



(出所) 国民生活基礎調査より筆者作成

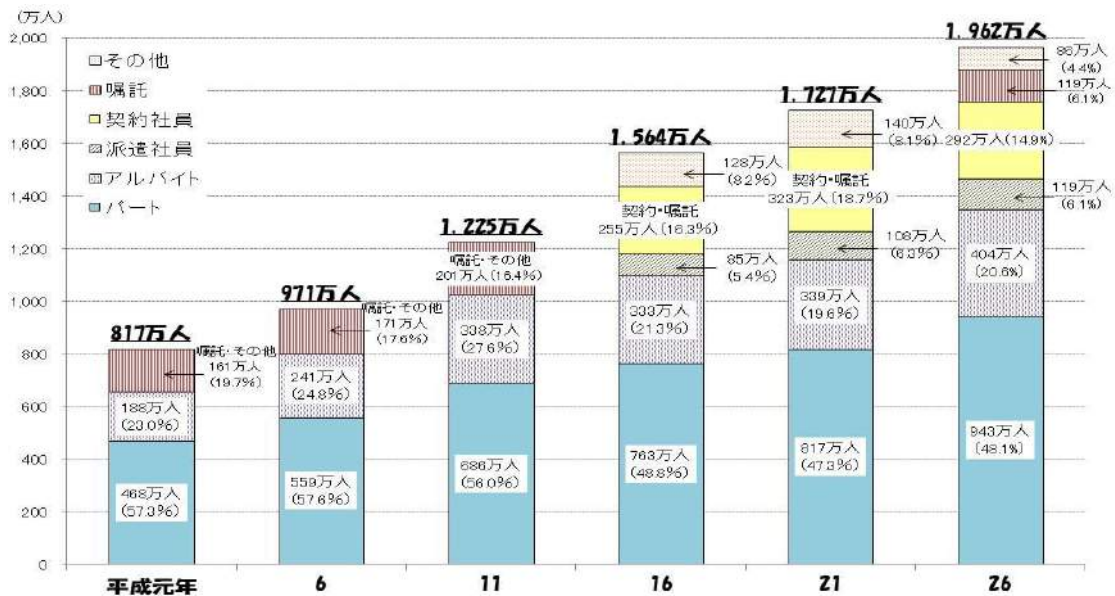
また、非正規雇用者の割合、人数共に増加しており、ここ 25 年で約 2 倍以上の数値を叩き出している。非正規の各雇用形態（パート、アルバイト、派遣社員など）においても著しい増加が見られる（図 12,13）。

図 12 正規雇用と非正規雇用労働者の推移



(出所) 厚生労働省 『『非正規雇用』の現状と課題』

図 13 非正規雇用労働者の推移（雇用形態別）



(出所) 厚生労働省 『『非正規雇用』の現状と課題』

表4は、民間給与実態統計調査で発表された、平成24年の正規・非正規の収入状況である。平均年収は408万円（正規:467万円、非正規:168万円）だ。終身雇用の従業員の平均年収は500万円前後であるのに対し、それほど身分が保証されていない非正規労働者の平均年収は200万円前後だ。また、日本では正規社員に比べて非正規社員がOJTやOff-JTの訓練を受けられる機会は約半分ほどであり、スキルアップの場が十分に与えられていない。このような非正規雇用の問題にスポットを当て、しっかりとした対処法を講じることが、日本の格差縮小への第一歩である。

表4 正規・非正規の年収・収入データ

平成24年		正規	非正規	平均	年収差
年収	全体	467.6万円	168.0万円	408万円	299.6万円
	男性	520.5万円	225.5万円	502万円	295万円
	女性	349.6万円	143.6万円	268万円	206万円

(出所) 民間給与実態統計調査より筆者作成

## 第2節 世界の労働市場と労働組合

ここまで日本の非正規労働者の現状について述べてきた。では世界の非正規労働者の現状はどのようなものなのだろうか。2015年のILOのレポート”World Employment Social Outlook”によれば、世界の労働者のうち日本でいう正社員モデルの雇用契約、つまり無期雇用契約の労働者は26.4%、つまり4分の1しかおらず、約12%が有期雇用契約、残り60.7%が何も契約をしていない労働者や無給の家族労働に従事している労働者であるというデータを出した。正社員の比率は、所得水準の高い国では64%、中間所得国では14%、低い国では6%となっている。また同レポートでILOが抽出した86ヶ国(これは世界の労働者の65%を占める)の中で、週に30時間以下しか働かないパートタイム労働者は全労働者の17%を占めるようになり、世界各国でフルタイム就労を上回る伸びが記録されている。また先進国の有期雇用者の賃金は無期雇用者の賃金に比べて最大で55%低く、発展途上国では43-65%低い。正規雇用と非正規雇用の賃金格差はEU全体を含む先進国で8890億ドルにのぼり、途上国ではアジア太平洋が1490億ドルで最大だ。つまり世界各国で日本と同様安定した雇用契約の労働者と不安定な契約の労働者の間で格差が大きくなっていると言える。また、無期雇用労働者の収入下位10%の稼ぎは、上位10%の稼ぎの15%に満たず、有期雇用労働者は無期雇用者に比べて下位10%の占める割合も多いが、それでも上位10%の3割の収入にも満たない。要するに、無期雇用労働者と有期雇用労働者の格差が広がっていると同時に、無期雇用労働者の中の格差、有期雇用労働者の中の格差も広がっていると言える。



しかし、このように格差が広がる世界で、有期雇用労働者と無期雇用労働者の格差を比較的抑えている国がある。この論文ではスウェーデンとフランスの 2 か国を例に挙げ、なぜこれらの国では日本で発生している非正規労働者の貧困問題を小さく抑えられているのかについて探る。

### (1)スウェーデンの例

スウェーデンには主に、「一般雇用契約」、「試験採用」、「一般的有期契約」、「交代要員」、「季節限定雇用契約」の 5 つの雇用契約があり、ここではそれぞれの細かい説明は省くが、日本での非正規雇用に当たるものはこのうちの「一般的有期契約」、「交代要員」、「季節限定雇用契約」となっている。これらの有期雇用は 5 年間で 24 ヶ月以内という制限があり、制限を越えると雇用者は無期契約を結ばなければならず、この点では日本にも労働者派遣法のような似たルールがある。スウェーデンの有期雇用者の割合（表 5）は、2000-2013 年にかけて大体 15%-17%の間を推移しており、2000 年に比べて少しずつ上昇しているのがわかる。

表 5 テンポラリー労働者の割合

		(%)									
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	12.4	14.0	13.9	13.6	13.7	13.8	13.7	13.7	8.4	
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	4.0	4.2	—	—	—	—	—	—	—	
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	12.5	13.2	13.0	12.3	12.5	13.4	13.7	13.6	13.4	
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	6.7	5.8	5.9	5.4	5.7	6.1	6.2	6.3	6.2	
ドイツ <sup>4)</sup>	DEU	12.7	14.2	14.6	14.7	14.5	14.7	14.7	13.9	13.4	
フランス <sup>4)</sup>	FRA	15.5	13.9	15.1	14.9	14.3	14.9	15.2	15.1	16.5	
イタリア <sup>4)</sup>	ITA	10.1	12.3	13.2	13.3	12.5	12.8	13.4	13.8	13.2	
オランダ <sup>4)</sup>	NLD	14.0	15.5	18.1	18.2	18.2	18.5	18.4	19.5	20.6	
ベルギー <sup>4)</sup>	BEL	9.0	8.9	8.6	8.3	8.2	8.1	9.0	8.1	8.2	
ルクセンブルク <sup>4)</sup>	LUX	3.4	5.3	6.8	6.2	7.2	7.1	7.1	7.7	7.1	
デンマーク <sup>4)</sup>	DNK	10.2	9.8	9.1	8.5	8.7	8.4	8.8	8.5	8.8	
スウェーデン <sup>4)</sup>	SWE	15.2	15.8	17.5	16.1	15.3	16.4	17.0	16.4	16.9	
フィンランド <sup>5)</sup>	FIN	16.5	16.6	16.0	15.1	14.6	15.6	15.7	15.7	15.6	
ノルウェー <sup>6)</sup>	NOR	9.3	9.5	9.5	9.0	8.1	8.3	7.9	8.4	8.3	
韓国 <sup>7)</sup>	KOR	—	27.4	24.7	23.7	26.0	23.0	23.8	23.1	22.4	
オーストラリア <sup>8)</sup>	AUS	4.8	6.7	6.3	5.9	5.6	5.7	6.0	5.9	—	
EU-21		13.0	14.6	15.4	14.9	14.3	14.7	14.8	14.4	14.5	

(出所) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構『データベース国際労働比較 2015』(2015a)

p.120

次に、スウェーデンの雇用形態による格差についてだが、スウェーデンの有期雇用の状況は、日本の非正規労働者が置かれている悲惨な状況とは大きく異なる。表 6 はフルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準を示しているが、日本では時間当たり賃

金でパートタイムはフルタイムの 56.8%しか賃金が払われないのに対し、スウェーデンでは 83.1%が支払われる。また表 7 は各国のジニ係数を示しているが、先進各国の中でもスウェーデンのジニ係数は 0.273 と比較的値が小さい。このような数値からもわかるように、スウェーデンでは明らかに労働者の賃金格差が日本に比べて小さい。

表 6 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準

		Full time=100	備考
日本	JPN	56.8 (2013年)	非農林漁業計, 企業規模10人以上, 時間当たり賃金(所定内給与)
アメリカ	USA	30.5 (2013)	産業計, 16歳以上フルタイム労働者の週当たり賃金の中央値
イギリス	GBR	70.8 (2013)	産業計・全職種(自営業を除く)の1%を対象とするサンプル調査, 時間当たり賃金(残業代を除く)
ドイツ	DEU	79.3 (2010)	イギリスを除く欧州: 産業計(行政, 防衛, 義務的社会保障分野は選択制), 企業規模10人以上, 時間当たり賃金(残業代を含む)
フランス	FRA	89.1 (2010)	
イタリア	ITA	70.8 (2010)	
オランダ	NLD	78.8 (2010)	
デンマーク	DNK	81.1 (2010)	
スウェーデン	SWE	83.1 (2010)	

(注) フルタイム労働者の時間当たり賃金(所定内給与)に対する, パートタイム労働者の時間当たり賃金の割合。

(出所) 労働政策研究・研修機構『データベース国際労働比較 2015』(2015b) p.177

表 7 所得のジニ係数

		1985年頃 around 1985	1990年頃 around 1990	1995年頃 around 1995	2000年頃 around 2000	2005年頃 around 2005	最新値(年)
日本	JPN	0.304	—	0.323	0.337	0.329	0.336 ('09)
アメリカ	USA	0.340	0.349	0.361	0.357	0.380	0.389 ('12)
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	0.309	0.355	0.337	0.352	0.335	0.344 ('11)
ドイツ	DEU	0.251	0.256	0.266	0.264	0.297	0.293 ('11)
フランス	FRA	—	—	0.277	0.287	0.288	0.309 ('11)
イタリア	ITA	0.291	0.279	0.327	0.323	0.331	0.321 ('11)
スウェーデン	SWE	0.198	0.209	0.211	0.243	0.234	0.273 ('11)
韓国	KOR	—	—	—	—	0.306	0.307 ('12)
オーストラリア	AUS	—	—	0.309	0.317	0.315	0.324 ('12)

(注) 1) イギリスの2011年は暫定値。

(出所) 労働政策研究・研修機構『データベース国際労働比較 2015』(2015c) p.185

では、なぜスウェーデンはこのように賃金格差を小さく抑えられているのだろうか。我々はスウェーデンの労働組合にその鍵があると考えている。スウェーデンの労働組合は3階層で、上からナショナル・センターレベル(日本でいう連合など)、産業レベル、企業レベルに分かれており、この点では日本に似ている。スウェーデンの労使関係の特徴として、「労使自治の原則があり、労働市場に関する事柄は、基本的には、法律によらず労使自身が交



渉や協議を通じて、解決することとしている」(西村(2015))ことが挙げられる。法定最低賃金がなく、最低賃金は各産業レベルでの団体協約に基づいて決められることは、スウェーデンの労使自治の精神を示す最たる例だろう。スウェーデンの労働組合の組織率は2011年のデータによれば70%で、日本と比較して非常に多くの労働者を組合に加入させることに成功しているが、これは前述した労使自治の原則が根付いていること、最低賃金の決定など組合の労働者の生活に与えるポジティブな影響が大きいことが挙げられる。また有期雇用に絞っても、2010年のデータで約50%が組織化されており、日本はもちろん世界各国と比べても組織率が高い。このように、日本では労働組合からカバーされづらい有期雇用者も含んだ包括的な労働組合がスウェーデンでは形成されている。そのために、労働者全体の声が反映されやすい状態にあり、結果として雇用形態による賃金格差を小さく抑えられているのだ。

## (2)フランスの例

フランスの労働契約は、「無期雇用契約」と「有期雇用契約」の2つに大別される。日本における非正規労働者に当たる者は後者に入るが、「非正規」という言葉は使われていない。フランスの有期雇用者の割合(表5)は、2000-2013年にかけて大体14%-16%の間を推移している。有期雇用者と無期雇用者の賃金水準の格差について見ると(表6)、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準は89.1%となっている。これは、日本よりもはるかに高い数値であることは言うまでもなく、また先進諸国の中でも非常に高い水準となっている。また表7より、格差の大きさを表すジニ係数についても、フランスは0.3前後で日本よりも小さい値となっている。以上より、フランスでもスウェーデンと同様、労働者間の格差が日本に比べて小さいと言える。

では、この要因をフランスの労働組合と労働協約適用率の観点から考えてみる。まず労働組合を見ると、フランスではナショナル・センターが5つ存在しており、産業レベル、企業レベルの労働組合も組織されている。団体交渉は、全国・産業・企業各レベルでそれぞれ活動を展開する構造になっている。また、団体交渉の促進を目的とした労働法によって、労使交渉が活発でない産業においても交渉が促進されているようだ。このように、フランスでは団体交渉が法的に定められ国家の介入が強いために、労働組合の活動が活発になっているとも言えよう。では、フランスにおける労働組合の組織率は高いのだろうか。実はフランスの組織率は約7~8%となっており非常に低い。これは、歴史的に複合組合主義の採用や組合同士の激しい対立があったことが原因だとされている。

では次に労働協約を見る。労働協約とは、労使間でのみ締結される書面協定であり、これを基盤として公正で安定的な労使関係を築くことが目的とされたものである。フランスの労働協約の適用率は約90%という、ヨーロッパの中でも最も高い協約適用率を誇っている。つまり、労働協約が成立した場合、協約を締結した使用者及びそこに加盟している企業の雇用者ほぼ全てに適用されるということだ。これに加えて、法定の要件をみたす場合

には、労働大臣の執行的決定により、協約の適用範囲に含まれる全ての労働者に拡張適用される。

以上に述べてきたように、フランスの特徴は、低い労働組合組織率にも関わらず、非常に高い協約適用率を実現している点にある。組合加入の有無は協約適用の有無に影響しないのだ。この協約適用率の高さが一要因となり、フランスでは有期雇用者と無期雇用者の格差が小さく抑えられているのだと考えられる。

では、日本の労働組合や協約カバー率はどうなっているのだろうか。日本で拡大する格差を是正する方策を、労働組合という観点から考える。

### 第3節 日本の労働組合の現状と連合の取り組み

第3節では日本の労働組合の現状を分析し、日本の労働組合のナショナル・センターである日本労働組合総連合会にヒアリング調査を実施して得られた非正規に対する連合の考えと取り組みについて述べる。

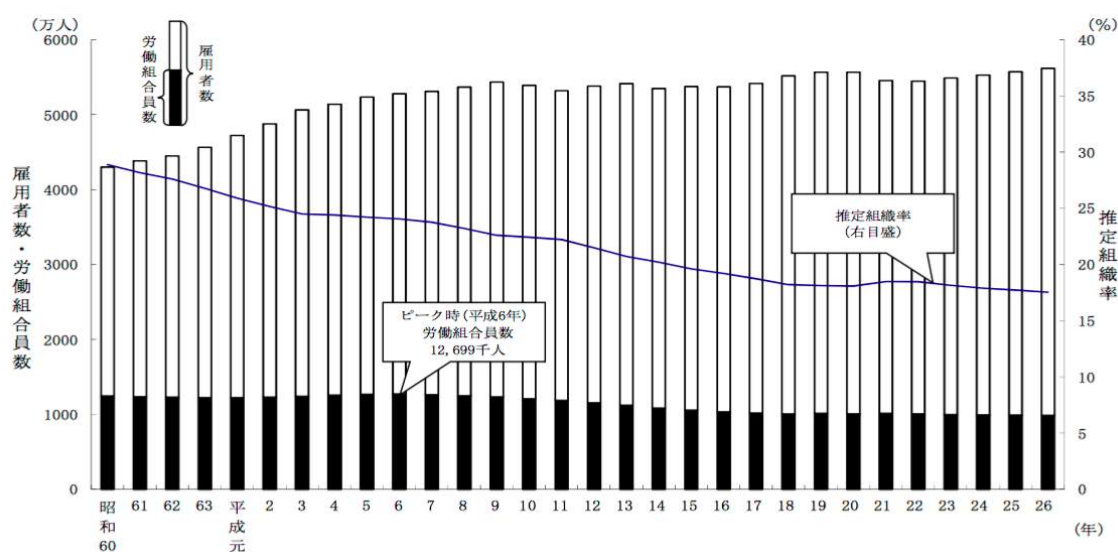
日本の労働組合の組織形態は、一番小さな単位である企業別組合、企業別組合を産業のくくりでまとめる産業別組合、その上に産業別組合をまとめる連合のようなナショナル・センターが存在するという3層構造になっている。前節で取り上げたスウェーデンやフランスなどのヨーロッパの国々は産業や職業ごとの労働組合が主であるのに対し、日本の労働組合は企業ごとの労働組合が重要視される。産業別組合重視の国は産業、職域ごとに歩調を合わせて労働条件を設定しやすいために賃金、待遇などの差が小さくなる一方で、日本は企業別の意識が強く、同じ産業同士での繋がりが弱いため、同業の労働条件を統一することが困難で、同一産業内に数多くの協約が存在してしまっているという問題を抱えている。

日本の労働組合は、平成26年時点で25,279組合が900万人以上の組合員を抱えており、推定組織率は17.5%となっている。しかし図14からわかるように雇用者数があまり変化していない一方で、組織率は年々低下している。連合は、働き方の変化はもちろん、昔は右肩上がりだった日本の経済が停滞し、環境、社会の価値観が変わってしまい、労働者が労働組合で集結することが困難になったこと、労働組合に対しての社会の認知度が低下したことがこの原因だとしている。これに加え、日本の雇用システムが変わり増大した非正規労働者をうまく組織化できなかったことも原因として挙げられる。図15より、確かにパートタイム労働者の組織化は少しずつではあるが進んでいるが、平成26年度のパートタイム労働者の推定組織率は6.7%と低く、さらなる取り組みが求められる。

次に日本の労働協約に関してだが、日本において労働協約は結んだ企業のみには適用されないために、協約適用率が労働組合組織率を超えることはない。また全ての組合が協約の締結に至っている訳ではないので、現在日本の労働協約適用率は労働組合組織率よりも低い。つまり現行の法制度では、労働協約によって守られる労働者は全労働者の17.5%（平成26年度の組織率）よりも少ないということだ。日本が、スウェーデンやフランスの

ような正規と非正規の差が小さい国へと向かうには、低い組織率、協約適用率の改善は欠かせないだろう。連合も、非正規労働者の組織化の遅れに危機感を持って取り組んでおり、一例として各企業が正規、非正規に関係なく同じ労働者であるという意識を持って職場の環境を改善する「職場から始めよう運動」が挙げられる。企業が非正規社員に対して行った取り組みの成功例として連合は「広島電鉄」を挙げたが、この会社は契約社員であった労働者を全員正社員化した一方で、以前からの正社員の定年を延長することで、年収は減少しても彼らの生涯賃金を変えないようにして社員全員が同じ労働基準で働くことを可能にした。労働者間の対立を防ぐこのような取り組みが成功するには、やはり同じ会社に勤める社員は仲間であるという意識をそれぞれの企業が持つことが重要であると連合は述べていた。

図 14 雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移（単一労働組合）



(出所) 厚生労働省「平成 26 年度労働組合基礎調査」(2014a)

図 15 パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移（単位労働組合）

年	パートタイム労働者の労働組合員数			全労働組合員 数に占める 割合	短時間雇用者数	推定組織率
	千人	対前年差 千人	対前年比 %			
平成 21 年	700	84	13.7	7.0	… [1, 317]	… [5.3]
22	726	26	3.7	7.3	… [1, 291]	… [5.6]
23	776	50	6.8	7.8	… [ … ]	… [ … ]
24	837	61	7.9	8.5	… [1, 332]	… [6.3]
25	914	77	9.2	9.3	1, 392 [1, 410]	6.6 [6.5]
26	970	56	6.2	9.9	1, 439 [1, 455]	6.7 [6.7]

（出所）厚生労働省「平成 26 年度労働組合基礎調査」（2014b）

以上、日本の労働組合の現状について述べた。世界の労働組合の組織率に比べて、日本の組織率は低く協約適用率も低い。スウェーデンやフランスでは労働組合が機能し、労働者の雇用形態による差は小さい。正規労働者と非正規労働者との格差縮小のため、日本の労働組合も十分に機能し、労働者を守る事が求められる。第 4 章では組織率と労働協約適用率を高め、労働組合を機能させるための政策提言を行う。

## 第4章 政策提言

この章では、第3節で述べた現状を受け、日本の格差縮小に対する是正策を3つ提案する。そして各政策を行うことでそのような効果、結果が得られるのかも併せて述べる。

### (1) 労働組合法第17条の改正による協約適用率の改善

1つ目の政策は、労働組合法第17条の改正である。労働組合法第17条は、労働組合と使用者の間で合意された労働協約が同工場に常時雇用されている同種の労働者の4分の3以上に適用された場合、その労働協約を同工場かつ同種の労働者の非労働組合員にも適用することを認める条文である。本来、労働協約は労働組合と使用者の間で結ばれるものであり、非労働組合員には効力は及ばない。この条文の立法趣旨として、西谷（2012）は、①労働条件の最低基準を統一的に規整する労働協約の本質目的の徹底、②労働協約の水準以下の労働条件で労働する未組織労働者の保護、③同種の労働者に異なった労働条件を適用することから生じる労使の紛議の防止の3つを挙げている。学説によって様々な見解があるが、いずれにしても労働組合員と非労働組合員の著しい労働条件の違いを是正することを狙いとしている。

一見労働組合法第17条は非正規組合員を保護できているかのように見えるが、実際は不十分である。その理由は4分の3以上という厳しい規定である。労働組合に加盟するほとんどの人間は正社員である。現在は非正規労働者の加入も進んではいるものの、労働組合が非正規労働者の加入を拒んでいる場合も多い。このような状態では、そもそも職場にいる労働組合員の数が4分の3を超えず、非正規労働者のような非労働組合員には労働協約が適用されない。

この状態を解決するために、労働組合法第17条を改正することを提言する。具体的には、第17条の鍵である4分の3条件を撤廃し、労働協約の適用範囲を①労働組合に加入している労働者、②労働組合に加入する意思があるが労働組合内の規則で加入できない労働者に設定する。労働組合加入の意思があるにも関わらず労働組合内の規則で加入できない労働者には、労働協約の適用の有無を自分たちで選択できるようにする。本来ならば労働協約は組合員にしか適用されないが、労働組合法17条は非労働組合員の保護に重点を置いている。そのためこの改正によって非労働組合員にも労働協約が適用され易くすることで、より立法趣旨に沿うことができる。また、労働協約には労働者に有利に働くものと不利に働くものがあるため、本人に適用の有無の選択権を与えることで、不利な労働協約が強制的に適用されることを防ぐことができる。この政策により、労働協約の適用率が上がり、非労働組合員の労働環境や労働条件が改善され、労働組合側も非労働組合員のことを考慮した活動を行うようになるなど、格差縮小の第一歩となる。

## (2) 加入条件の緩和による労働組合組織率の上昇

2点目として、日本の労働組合組織率を上昇させる政策を提案する。

現在労働組合の組織率は、前述したように17.5%（厚生労働省『平成26年度労働組合基礎調査』（2014））となっており、この数値は世界各国と比較してもかなり低い。その原因の1つとして、各企業の労働組合に加入する際に提示されている加入条件（組合入会費等）が非正規労働者の加入を妨げていることが考えられる。この状況を改善するには、加入条件を緩和する必要があるだろう。例えば労働組合に加入する際に入会金を支払うが、現在の入会費では非正規労働者にとって負担が大きい。そのため、入会費の負担額を非正規と正規で変えるというのも有効な手段であろう。しかし、労働組合は自治性を有する組織であるため、加入条件の緩和を実行しない労働組合が存在する可能性がある。そのような場合は、合同労働組合のような個人で加入することのできるユニオンに入るのも1つの方法として考えられる。

では仮に加入条件が緩和された労働組合に実際に加入することでどのようなメリットが得られるのか。まず、非正規雇用者も加入しやすくすることで労働組合自体の組織率が上昇する。その結果、改善前よりも労働組合員が声を上げて企業への交渉力を高めていくことが可能になる。実際に非正規が交渉力を高めた企業の例を挙げる。大手スーパーを経営する株式会社ライフコーポレーションのライフ労働組合は1971年に結成し、主に正社員を対象とするユニオンショップ協定を締結していたが、2012年に質・量ともにその存在感を増してきたパートタイマーの組織化へと踏み切った。現在は、パートタイマー約16000人のうち約9割が労働組合に加入し、職場での不安や不満、要望などが労働組合の集会や相談ダイヤルなどを通じて日々寄せられている。パートタイマーを組織化したことにより、これまで以上に現場の声が会社へ届き、職場環境が改善されるなど好循環が生まれるようになったという。具体的には、2015年5月から始まったパートタイマーの定期昇給制度がある。これは労働組合が2014年の交渉で導入を求め、1年かけて議論し労使が合意したものであるが、パートタイマーに実施したアンケートにおいて最も要望が多かったのが“定期昇給”であった。また、労働組合としても、正社員が担当していた仕事を徐々にパートタイマーが担うようになってきた状況や、業務の変化に見合った給与制度にする必要があるとの判断に基づき交渉に至った（清原（2015年））。

もし非正規の加入に億劫な労働組合を持つ企業に在籍していた場合は、先ほど記述した合同労働組合に加入すると、その組合の役員が、会社への団体交渉の申し入れをしてくれ、団体交渉に同行してくれるケースもある。また、非正規労働者のみでの団結を嫌う企業側が、組合側に働きかけて非正規労働者が既存の労働組合に加入できるように条件を緩和する可能性もある。

このように、非正規労働者にも加入できるように条件を緩和することによって労働組合の組織率が上がり、その結果、労働組合は団体としての交渉力を高めることに成功する。交渉力を高めた労働組合によって最低賃金や諸制度の適用率向上などが見込める。このよ

うな形で非正規雇用者の待遇が改善される。そして今よりも多くの非正規労働者が上記の例のように改善された労働組合に加入することで日本の格差縮小に繋がるであろう。

### (3) ナショナル・センターの政策介入

前述したように、労働組合の全国中央組織として存在するのがナショナル・センターであり、日本のナショナル・センターとして、全日本労働組合総連合会、全国労働組合総連合会、全国労働組合連絡協議会がある。ここまでは企業別組合が主となって行う 2 つの政策提言を行ってきたが、実際は労働者の雇用の安定や、生活水準の維持・向上を図る上で、職場の労使交渉だけでは解決できない社会的な課題がある。雇用・労働法則、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障制度、経済対策、税金教育、環境、国際平和の実現など、その課題は多岐に渡っている。しかしながら、これらの問題は一個人の行動によって解決することは難しく、また一労働組合の行動だけでも困難だ。そこで必要になってくるこのような問題を解決する役割を果たすのがナショナル・センターである。個人の集合である労働組合の代表としてのナショナル・センターが国の政治に対して進言を行うことによって政治改革を実現することが望ましい。現に、政労使会議という、政府、労働者、使用者の三者間で行われる会議が開かれているが、まだまだ十分に役割を果たしきれていない。

日本の格差是正に必要な非正規労働者の労働環境の改善にも、政府に進言することのできるナショナル・センターの力が必要である。例えば、正規労働者と非正規労働者の格差の一因である厚生年金の更なる適用拡大のための制度改革や、非正規労働者の労働環境改善のみでは解決できない可能性が高い低所得者に対して社会手当を行う政策の提言などを行う必要があるだろう。このように社会全体で取り組むべき格差是正策を、ナショナル・センターが労働者の代表として政府に進言していくことも、日本における格差是正を実現していく一助となるだろう。

以上 3 つの政策を提言した。これらが実行されることにより、労働組合によって非正規労働者が保護される社会に変化していくと考えられる。その結果、雇用形態による労働者間の格差が縮小し、日本の格差は全体的に改善されていくだろう。

## おわりに

本稿では日本の格差拡大の原因である非正規労働者について分析した結果、労働組合の力を強める必要があるという結論に至り、労働組合法の改正、労働組合組織率の向上、ナショナル・センターの政策介入という3つの政策提言を行った。この3つの政策が実行されることで、労働組合に加入する非正規労働者数は増加し組織率は向上、労働者の声が社会に反映され易くなり、非正規労働者の待遇改善に繋がるだろう。本稿でも述べた通り、現在労働組合の組織率は低く労働組合にできることは限られており、労働協約が適用されていない多くの労働者が存在する。非正規労働者は増え続け40%に達しようとしており、彼らの労働環境を改善するため迅速な対応が求められる。日本を更に成長させていくためにナショナル・センターが労働組合の代表として機能し、労働者が安心して働くことができる労働環境の確保に向かっていくことを我々は期待している。

最後に、ヒアリング調査に御協力頂いた日本労働組合総連合会、副事務局長の山本和代様、局長の石田輝正様、局次長の杉山寿英様に感謝の意を表します。本当にありがとうございました。



## 参考資料 連合へのヒアリング結果

私たちは、日本の労働組合の現状についてより詳しく知るために、2015年10月29日(木)に連合の非正規労働センターの方々にヒアリングを行った。参考資料として、ヒアリングの際に伺った質問とその返答について記述する。

### (1) 「現在の労働組合はどのような力を有しているのか」

大きく分けて労働組合は、企業別組合（単組）、産業別組合、ナショナル・センターの3つに分けられる。単組は賃金や労働時間、福利厚生交渉、会社の経営チェックなどを行う。産業別組合は同一産業ごとの企業組合の集団であり、産業内での労働条件交渉を行ったり、産業保全の政策等を提唱したりする。ナショナル・センターは数多くの産業別組合を率いる存在であり、「全ての労働者」をキーワードに年金や福祉等、労働者に向けた政策を政府に提唱する。その代表例が連合である。

### (2) 「労働組合のストライキ数が減った原因は何か」

高度経済成長期は景気が非常に良く、組合側が企業の経営を考える必要が無い状態であったため、労働条件の改善を主張できストライキを行う余裕があった。しかし低成長期になると、会社の経営が傾くことで労働者の雇用が失われる危険性があるため、労働者を守るためにも会社と組合側が協調する必要が出てきた。その結果として、ストライキ数が減少した。

### (3) 「労働組合の組織率が低下している原因は何か」

1つ目の理由は、労働者の環境・価値観の変化である。以前は労働組合員でキャンプに行くなど和気あいあいとした雰囲気があったが、今ではあまりそのような様子は見られない。また、金融機関など昔は土曜日と日曜日は働かない人が多かったが、今では土曜日と日曜日でも働いている場合が多い。2つ目の理由は、働き方の多様化である。正規労働者と非正規労働者は同じ職場に勤めていたとしても、労働条件などが異なる場合が多い。このような状態では、労働者が労働組合という1つの組織に参加することが難しい。また、労働組合自体の認知・理解の不足も原因として挙げられる。

### (4) 「非正規労働者の労働組合の加入率の低下の原因は何か。日本型の企業別組合では加入のメリットが感じられないのではないか」

非正規労働者の組織率は低下していない。労働組合に加入する非正規労働者の数は増えている。労働組合に参加することのメリットとしては、労働組合が参加者の声を聞く場として機能することで労働者が安心感を得られることが挙げられる。また、労働組合に加入

することで職場の一体感を得ることができ、それが自身の会社へのプラスの業績につながる可能性があるなど、現在の企業別組合でもメリットは十分にある。

(5) 「現在の労働組合に対する改革は必要ではないのか。他に様々な問題に対して現在連合が行っている対策はあるか」

時代や労働環境の変化に少し対応が遅れてしまった部分はあった。その為に現在様々な取り組みを行っている。具体的には「職場から始めよう運動」や「なんでも労働相談ダイヤル」がある。前者は非正規労働者の組織化や処遇改善などにできることから一つずつ取り組んでいこうという運動で、後者は労働者が労働組合や労働問題に関する相談を無料でできる窓口である。また、全労済と連携して寄付講座の実施、震災等のボランティア活動も行っている。今できることをしっかりと行うことが大切である。

(6) 「日本型の企業別組合では非正規労働者が加入しにくいという現状があるが、日本で職能別労働組合重視のシステムに移行していくことは可能か」

企業別組合でも加入条件は自由に変更が可能である。今の企業別労働組合が浸透している現状では職能別組合に重点を移すことは困難である。

(7) 「労働協約の適用率を上げる方法はないか」

労働協約は非正規労働者などの非労働組合員にはほとんど適用されていない。しかし労働組合法で、職場での4分の3以上に労働協約が適用されると他の非労働組合員にも適用されることが規定されている。今の日本のシステムでは、労働協約の適用率を上げるには組織率を上げる必要があり、近年適用拡大に向けて努力している。

(8) 「連合はナショナル・センターとして政府にどんなアプローチができるか」

連合は民主党と政策協定を結んでおり、政労使会議で政策に関与している。労働組合の主な活動内容は、①経済闘争②政治活動③福祉運動であり、この3つの活動を中心に今後も政府に働きかけていきたい。

## 参考文献・データ出典

- ILO (2015) "The changing nature of jobs" World Employment Social Outlook, pp.25~39
- 荒木尚志 (2010) 「特集:欧州における非正規・有期雇用-最近の動向と課題」『ビジネスレ  
ーパートレンド』2010年6月号
- 伊東光晴 (2015) 「誤読・誤謬・エトセトラ」『世界』2015年3月号, pp.63~73 岩波書店
- OECD「OECD Income Distribution Database (IDD): Gini, poverty, income, Methods and  
Concepts」<http://www.oecd.org/social/income-distribution-database.htm> (最終閲覧  
日:2015年11月6日)
- Oxfam International (2015) <https://www.oxfam.org/> (最終閲覧日:2015年11月6日)
- 清原悠 (2015) 「2015 パート・有期契約労働者等組織化・処遇改善取り組み事例集」日本  
労働組合総連合会 (連合) 非正規センター編集・発行 pp.6-9
- 厚生労働省 「『非正規雇用』の現状と課題」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046231.htm> (最終閲覧日:2015  
年11月5日)
- 厚生労働省 (2014a) 「平成26年度労働組合基礎調査の概況」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/14/dl/01.pdf> (最終閲覧日:2015  
年11月1日)
- 厚生労働省 (2014b) 「平成26年度労働組合基礎調査の概況」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/14/dl/01.pdf> (最終閲覧日:2015  
年11月1日)
- 小針泰介 (2013) 「持続可能性指標による国際比較」『レファレンス』No.751 pp.68-75
- 駒村康平 (2015) 「『21世紀の資本』は相続をどう扱ったか-相続制度と税制-」『生活経済  
政策』No.221
- 高橋洋一 (2015) 『図解ピケティ入門』あさ出版
- 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (2015a) 「データブック国際労働比較2015」p.120
- 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (2015b) 「データブック国際労働比較2015」p.177
- 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (2015c) 「データブック国際労働比較2015」p.185
- トマ・ピケティ (2014) 『21世紀の資本』山形浩生・守岡桜・森本正史訳 みすず書房
- 中谷巖 (2012) 『入門マクロ経済学』第5版 日本評論社
- 西谷敏 (2012) 『労働組合法』第3版 有斐閣
- 西村純 (2015) 「スウェーデンの労使関係-賃金・労働移動のルールを中心に」『労働政策研  
究報告書』No.179
- 野川忍 (2015) 『労働協約法』弘文堂
- 野村明弘、西澤佑介、渡辺拓未 (2015) 「ピケティで始める経済学」『週刊東洋経済』2015

- 年 1 月 31 日, pp.49~50 東洋経済新聞社
- 福田慎一 (2015) 「『 $r > g$ 』は格差進行の証拠にならない」『エコノミスト』2月17日号
- Credit Suisse (2015) “Global Wealth Report 2015”  
<https://publications.credit-suisse.com/tasks/render/file/?fileID=F2425415-DCA7-80B8-EAD989AF9341D47E> (最終閲覧日:2015年11月6日)
- David N. Weil (2014) “Capital and Wealth in the 21st Century”  
[http://www.econ.brown.edu/faculty/David\\_Weil/CapitalAndWealthInThe21stCentury\\_preview.pdf](http://www.econ.brown.edu/faculty/David_Weil/CapitalAndWealthInThe21stCentury_preview.pdf) (最終閲覧日:2015年10月24日)
- N. Gregory Mankiw (2014) “Yes,  $r > g$ . So what?”  
<https://www.aeaweb.org/aea/2015conference/program/retrieve.php?pdfid=520>
- World Economic Forum (2015) “The Human Capital Report 2015”  
<http://reports.weforum.org/human-capital-report-2015/>(最終閲覧日:2015年10月24日)
- 「産業別労働協約システムの国際比較-ドイツ・フランスの現状と日本の検討課題」  
[https://6q03tg.dm2303.livefilestore.com/y3mPn\\_p39eWcIP26r7u\\_uJzVUsWEQH-Ywz3yWC6WHh6lLwfefsuETQ1DyrQRWFfe8fDlPIkPNQppwuF2XIiuuCZZJsdbmIpPuSGV5\\_RNHSlS0QwheowcAEUylhU3EvbGHrXIV-KVpv8FWfvi4EVHV\\_dYA/%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%8D%94%E7%B4%84.pdf?psid=1](https://6q03tg.dm2303.livefilestore.com/y3mPn_p39eWcIP26r7u_uJzVUsWEQH-Ywz3yWC6WHh6lLwfefsuETQ1DyrQRWFfe8fDlPIkPNQppwuF2XIiuuCZZJsdbmIpPuSGV5_RNHSlS0QwheowcAEUylhU3EvbGHrXIV-KVpv8FWfvi4EVHV_dYA/%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%8D%94%E7%B4%84.pdf?psid=1) (最終閲覧日:2015年10月31日)
- 「全国個人加盟インターネット労働組合ジャパンユニオン」  
<http://www.jca.apc.org/j-union/> (最終閲覧日:2015年11月2日)
- 「トマ・ピケティ 『21世紀の資本』 オンラインページ」 <http://cruel.org/books/capital21c/>  
(最終閲覧日:2015年11月5日)
- 「ピケティの主張は的外れ、日本経済の問題は『低欲望社会』に尽きる」  
<http://www.nikkeibp.co.jp/article/column/20150217/435806/?rt=nocnt> (最終閲覧日:2015年10月31日)